

## 外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正等の概要について

### 1 趣旨

- (1) 公海と排他的経済水域等の水域を高度に回遊するマグロ類等の魚種及びこれら水域にまたがって棲息する一部の底魚類等の魚種（以下「高度回遊性魚種等」という。）については、関係国が地域的な漁業管理のための機関（以下「地域漁業管理機関」という。）を設立し、資源管理のための措置を講じてきたところであり、我が国漁業者も当該措置を遵守してきた。
- (2) しかしながら、近年、これらの措置に反し無秩序な操業を行うIUU漁業（違法漁業、無報告漁業及び無規制漁業。以下同じ。）が問題化している。これらIUU漁業による操業が増大すれば、水産資源の維持・回復が困難になるとともに、不当に安価な水産物が我が国に流入することによって、資源管理措置を遵守する我が国漁業者の経営状況が悪化し、我が国漁業の正常な秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがある。加えて、我が国は、主要な漁業・市場国として、旗国としてのみならず寄港国としても、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除していく必要がある。
- (3) このため、IUU漁業対策の更なる強化を目的とし、IUU漁業を行う外国漁船に対し寄港拒否等の措置の強化を講ずることとする。

### 2 改正等の概要

#### (1) 外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部改正について

- ① 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号。以下「外規法」という。）第4条においては、外国漁船の船長が当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとする場合、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受けなければならないこととされている（以下「寄港許可制度」という。）。これを受け、外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和42年農林省令第50号。以下「外規法施行規則」という。）第3条は、当該許可に係る申請書に記載すべき事項として、寄港を申請する外国漁船の名称、国籍、国際海事機関船舶識別番号、呼出符号等を規定している。
- ② 地域漁業管理機関におけるIUUリストに登録されていないものの、同リストに登録された外国漁船と共同で操業を行ったなど、IUU漁業に従事している外国漁船については、1（2）のとおり我が国の漁業の正常な秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがある。また、我が国は、主要な漁業・市場国として、旗国としてのみならず寄港国としても、IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除していく必要がある。
- ③ このため、当該IUU漁業に従事している外国漁船か否かを入港の申請時点で農林水産大臣が判断することを可能とし、寄港拒否等の措置を適切に講ずること等を目的とし、外規法施行規則第3条の申請書に記載すべき事項を拡充する等の改正を行う。

#### (2) 外規法第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の廃止について

- ① 外規法の「外国漁船」については、外規法第2条第7項において「日本船舶以外の船舶（農林水産大臣の指定するものを除く。）～」とされており、「農林水産大臣が指定するもの」として、平成17年5月6日農林水産省告示第856号（外規法第二条第七項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件。以下単に「告示」という。）において、船舶法（明治32年法律第46号）第1条第3号及び第4号に掲げる法人以外の日本法人が所有等を行っている船舶（以下「チャーター船」という。）が指定

されている。

- ② チャーター船についても、IUU漁業に従事すれば現行外規法上の「外国漁船」と同様に我が国漁業の正常な秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあるという性質を持つものである。また、我が国は、主要な漁業・市場国として、旗国としてのみならず寄港国としても、IUU漁業の防止及び排除を進める必要がある。
- ③ このため、チャーター船についてIUU漁業の隠れ蓑となることを防ぎ、その操業について外規法の寄港許可制度に係る諸規制を及ぼすため、告示を廃止することとする。

### 3 施行期日

公布の日から30日を経過した日とする。